

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 5 月 16 日

金 曜 日

第 3763 号

目 次

告 示

- 県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧 1
- 保安林の指定予定に係る森林法第 189 条の規定による告示及び揭示 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定 4

公 営 企 業 管 理 規 程

- 富山県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 6
- 基本測量の実施 7

告 示

富山県告示第258号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営七分一地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 5 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営七分一地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年 5 月 16 日から

平成26年 6 月 13 日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第259号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営飯沢栃沢地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営飯沢栃沢地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年5月16日から

平成26年6月13日まで

3 縦覧の場所

黒部市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌

日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができません。

- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第260号

保安林の指定予定に係る森林法第189条の規定による告示及び掲示について

保安林に指定する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知の相手方が所在不明のため、同法第189条の規定により当該通知を砺波市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

平成26年5月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

砺波市庄川町湯谷字小原 502の2

2 所在が不明である通知の相手方

島田定次郎

3 通知の内容

1の森林について、平成26年4月18日富山県告示第227号で告示したとおり保安林の指定をする予定である。

4 森林法第189条による掲示

平成26年4月24日から砺波市役所に掲示した。

富山県告示第261号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成26年 5 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定自立支援医療機関 | | 担当すべき自立 支援医療の種類 | 病院又は診療所 において担当す べき医療の種類 | 指定年月日 |
|--------------------|-----------------|--------------------|-------------------------------|-----------|
| 名 称 | 所在地 | | | |
| さくら薬局 | 富山市住吉町一丁目5番23号 | 精神通院医療 | | 平成26年4月1日 |
| 皮膚科神経内科 白崎医院 | 高岡市駅南3丁目5番33号 | 精神通院医療 | | 平成26年5月1日 |
| アモール訪問看護 ステーション | 富山市黒瀬北町2丁目7-8 | 精神通院医療 | | 平成26年5月1日 |
| ファーマライズ 薬局福光店 | 南砺市福光1006-4 | 精神通院医療 | | 平成26年5月1日 |
| ハート薬局呉羽 店 | 富山市吉作 371番56 | 精神通院医療 | | 平成26年5月1日 |
| ハート薬局神通 本町店 | 富山市神通本町一丁目9番13号 | 精神通院医療 | | 平成26年5月1日 |
| 瑠璃光薬局秋吉 店 | 富山市秋吉22-1 | 精神通院医療 | | 平成26年5月1日 |

管理規程

富山県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定め、公表する。

平成26年 5 月16日

富山県公営企業管理者 荒 木 勝

富山県公営企業管理規程第 7 号

富山県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の
一部を改正する規程

富山県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 9 年富山県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「以外の契約」の次に「（最初の契約に係る公告において、最初の契約以外の契約に係る公告をその入札期日の前日から起算して少なくとも 24 日前までに行う旨を記載したものに限る。）」を加える。

第 4 条第 2 項中「第 7 条」を「第 7 条第 1 項」に改め、同条第 4 項中「以外の契約」の次に「（最初の契約に係る通知において、最初の契約以外の契約に係る通知をその指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも 24 日前までに行う旨を記載したものに限る。）」を加える。

第 8 条第 1 号中「第 7 条」を「第 7 条第 1 項」に、「第 6 条第 5 号」を「第 6 条第 6 号」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合にあつては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項第10条第 7 号中「第 7 条」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の富山県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の規定は、この規程の施行の日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

（企・経営管理課）

~~~~~  
公 告  
~~~~~**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年 5 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
コメリパワー砺波店 砺波市中神土地区画整理事業地内30街区
- 2 店舗を設置する者 株式会社コメリ
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社コメリ
- 4 新設の日 平成26年11月 1 日
- 5 店舗面積の合計 9,339㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側 184台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物東側 120㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内東側 40.425㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前7時及び午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分～午後9時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所 敷地西側ほか
 - (4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時～午後9時
- 8 届出の日 平成26年 4 月 30 日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成26年 5 月 16 日から平成26年 9 月 16 日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年5月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基本測量 「国土広域情報」修正測量

2 作業期間

平成26年6月1日から平成27年3月31日まで

3 作業地域

富山県全域

